

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人子どもの環境を守る会 J ワールド（以下「この法人」という）における、役員報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (報酬)

第 2 条 この法人は、下記の要領で役員報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

### (報酬の支払日)

第 3 条 役員報酬の支払いは、毎月末日（支払日が土日祝日の場合は、その前日）とする。

### (報酬の支払い)

第 4 条 役員報酬は、その金額を現金で或いは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことで直接役員に支払うものとする。また、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (費用)

第 5 条 役員が負担したこの法人の費用については、この法人はこれの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

### (改定)

第 6 条 この規定の改定は、理事会の決議により行うものとする。

### 附則

この規程は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。(令和 2 年 10 月 19 日理事会議決)